

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 河川砂防課

法令名	河川法施行令		法令番号	昭和40年政令第14号		
手続名	河川の汚濁が著しい場合等の措置命令		根拠条項	第16条の6第2項		
処分基準	1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和45年10月7日建設省河政発第105号、建設省河川局水政課長通達）の記の第五による。					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 河川砂防課	交付機関 河川砂防課	目次No.	14